

# 石川県公報

平成 29 年 5 月 25 日 (木曜日)

号 外

(第 39 号)

## 目 次

土木部 (水道用水供給事業)		人事委員会	
○石川県企業職員の給与に関する規程の一部改正	1	○一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	1
		○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	11

## 土木部 (水道用水供給事業)

### 石川県企業管理規程第3号

石川県企業職員の給与に関する規程 (昭和42年石川県電気事業管理規程第4号) の一部を次のように改正する。  
平成29年5月25日

石川県知事 谷 本 正 憲

第2条の2第1項の表本庁の項中 「課長補佐」 を 「課長補佐 担当課長」 に改め、

同表手取川水道事務所の項中 「次長 課長 所長 次長」 を 「所長 次長 課長」 に改める。

### 附 則

この規程は、公表の日から施行し、この規程による改正後の石川県企業職員の給与に関する規程は、平成29年4月1日から適用する。

## 人 事 委 員 会

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

### 石川県人事委員会規則第四号

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則 (昭和三十一年石川県人事委員会規則第三号) の一部を次のように改正する。

別表第二イの表を次のように改める。

イ 行政職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級								
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
知事 の事 務部 局	本庁		室次長 主任主計員 主任企画員	課長補佐 政策調整員 主任主計員 主任企画員 船長 機関長	担当課長 政策調整担当課長 政策調整担当課長 補佐 室長 室次長 室課長 分室長	危機管理監付課長 企画振興部課長 課参事 所長 室長 室次長	危機管理監室次長 出納室長 室長	危機管理監室次長	危機管理監 少子化対策監 参事 技監
	自治研修センター				准教授 課長	次長 次長	所長 所長		
	東京事務所		係長		課長	次長	所長		
	県税事務所		係長	係長	課長 担当課長	課長 担当課長	所長		
	県総合事務所			課長 担当課長 係長	部次長 課長 担当課長	部長 部次長	所長		
消防学校				教頭 課長	校長				
美術館				課長					
歴史博物館				課長					
白山ろく民俗資料館				副館長					
能楽堂				副館長					
石川四高記念文化交 流館				担当課長	課長				
女性センター					館長				
保健福祉センター				担当課長	部長 次長 部次長 課長	部次長			

リハビリテーションセンター						担当課長	次長							
保健環境センター						次長 課長		所長						
こころの健康センター						次長 課長 担当課長								
中央病院					係長 主任専門員		課長	管理局次長						管理局長
高松病院						課長	課長	事務局長						
総合看護専門学校							副校長							
いしかわ子ども交流センター						次長								
保育専門学園					泉こども園長	副園長 課長	園長							
児童生活指導センター					係長	副園長 課長	園長 副園長							
白山自然保護センター						所長 担当課長								
消費生活支援センター						次長 課長 担当課長		所長						
大阪事務所					係長			所長						
工業試験場						課長	次長							場長
計量検定所						所長 次長								
九谷焼技術研修所						次長		所長						
産業技術専門校					課長	校長 副校長 課長	校長							

石川障害者職業能力 開発校					副校長 課長 担当課長	校長					
農林総合事務所				担当課長	次長 副部長 室長 課長 担当課長 工事管理担当課長	農林事務所長 次長 部長 室長 工事管理担当課長	所長				所長
農林総合研究センター				担当課長	副場長 課長 担当課長 室長	次長 中央普及支援セン ター長 室長					
家畜保健衛生所					担当課長						
水産総合センター				船長 機関長	部長 課長						
土木総合事務所				工事管理専門官 課長 担当課長 係長	次長 企画調整担当次長 地域調整担当次長 工事管理専門官 課長 担当課長	次長 土木事務所長	所長 次長				所長
ダム管理事務所					所長 担当課長	所長					
安原・高橋川工事 事務所					所長 次長 課長						
港湾事務所				船長 機関長	次長 課長	所長					
金沢城・兼六園管理 事務所				課長	次長 課長	所長					所長

共通	主事 技師	主事 技師	主事 技師				担当課長					
議会事務局	主事	主事	主事			課長補佐 係長	課長	次長				局長
人事委員会事務局	主事	主事	主事				課長	局長				
監査委員事務局							担当課長	次長				局長
労働委員事務局							担当課長	次長				局長
海区漁業調整委員会事務局	技師	技師	技師			次長						
警察	本部	主事 技師	主任 主事	係長 主任		課長補佐 隊長補佐 係長	管理官 調査官 隊長補佐	課長 首席参事官				
	警察署	主事 技師	主任 主事	係長 主任		課長 係長	会計官 課長	副署長 会計官				
	警察学校					係長	事務長					
	事務局					課長補佐 主任管理主事 主任指導主事 管理主事 指導主事	室次長 主任管理主事 主任指導主事	課長 担当課長 室次長	教育次長			教育参事
教育事務局							課長 主任管理主事	所長				
教育委員会	教員総合研修センター					主任指導主事	次長 主任指導主事 (師 範) 主任指導主事 (師 範代) 主任指導主事	次長	所長			
	生涯学習センター						担当課長 副館長 担当課長	館長				館長
図書館						司書主査	副館長 担当課長					

輪島漆芸技術研修所					次長 課長				
金沢城調査研究所					担当課長			副所長	
高等学校					事務長			事務長	
特別支援学校					事務長				
共通									
	主事 技師								
	主事 技師								
市町立の小学校、中学校及び義務教育学校	主事				事務長 事務主査	事務主査	事務主査		

ニ 研究職給料表等級別基準職務分類表

組織	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
知事 の事 務部 局	本庁			課長補佐 専門員	主幹	
	美術館			文化財保存修復工房次長 専門員	担当課長	
	歴史博物館			学芸主幹	学芸主幹	
	リハビリテーション センター			学芸主幹 学芸主任	学芸主幹	
	保健環境センター		専門研究員	専門員	次長	
	白山自然保護センタ ー			主任研究員	部長 副部長 研究主幹	次長 部長
	工業試験場			主任研究員 研究員	主幹	次長
	九谷焼技術研修所			主任研究員	九谷焼技術センター所長 部長 担当部長 副部長 室長 研究主幹	次長
	農林総合研究センタ ー			主任研究員	課長 副場長 部長 室長 研究主幹	所長 場長 次長 副場長 部長 能登畜産センター所長
	水産総合センタ ー			事業所長	部長	所長

に改め、同表この表を次のように改める。

「交通官  
課長」に改め、同部警察学校の項中

「中隊長  
通信指令官」を

	助教 教官
--	----------

を

「交通官  
庁舎所長  
課長」を

教官 助教	教官
----------	----

別表第二の表警察の部本部の項中「中隊長  
通信指令官」を「中隊長  
小隊長  
通信指令官」に改め、同部警察署の項中「交通官  
庁舎所長  
課長」を





別表第二一の表知事の事務部局の部本庁の項中「**給次長**」を「**部次長**  
**室次長**」に改め、同部総合看護専門学校の項を次の  
ように改める。

中央病院			母子医療センター 部長	母子医療センター 部長
------	--	--	----------------	----------------

別表第二一の表及びトの表を次のように改める。

ハ 医療職給料表（二）等級別基準職務分類表

組織	職務の級						
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
知事の事務部局	本庁				主幹	担当課長 課長補佐 専門員	課参事
	県総合事務所		専門員			次長 課長 主幹	次長 課長
	保健福祉センター					次長 主幹 専門員	課長 担当課長
	リハビリテーションセンター			主任技師		課長 専門員	
	中央病院		主査 技師	主任技師	主幹 主任専門員 主任技師	課長補佐 主幹 主任専門員 専門員 技師長	部長 室長 副部長 室次長 薬剤師長 技師長
	高松病院			主任技師	主幹 主任専門員	科長 主幹 主任専門員	科長
	家畜保健衛生所				担当課長	次長 能登駐在所長 担当課長 主幹	次長 課長
	共通					技師	
教育委員会	特別支援学校					主幹 専門員	

市町立の小学校、中学校及び義務教育学校	技師	主任技師	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級
組織 知事 の事 務部 局 保健福祉センター こころの健康センター 一 中央病院 高松病院 総合看護専門学校 保育専門学園 共通 本部 警察									

ト 医療職給料表(三)等級別基準職務分類表

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年五月二十五日

石川 県 人 事 委 員 会

**石川県人事委員会規則第五号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年石川県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「分室長」の下に「知事室政策調整担当課長」を、「課長補佐」の下に「知事室政策調整担当課長補佐」を加える。

別表第二自治研修センターの項中「教授」の下に「准教授」を加え、同表農林総合研究センターの項中「主任研究員」の下に「砂丘地農業研究センター担当課長」を加え、同表教育センターの項中「教育センター」を「教員総合研修センター」に、「庶務課長」を「総務・広報課長」に改める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

